

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

(設置)

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会
厚生科学審議会
労働政策審議会
医道審議会
薬事・食品衛生審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

がん対策推進協議会
肝炎対策推進協議会
アレルギー疾患対策推進協議会
循環器病対策推進協議会
医薬品等行政評価・監視委員会
中央最低賃金審議会
労働保険審査会
過労死等防止対策推進協議会
特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会
アルコール健康障害対策関係者会議
中央社会保険医療協議会
社会保険審査会
ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(社会保障審議会)

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二項に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日)

(政令第二百八十二号)

社会保障審議会令をここに公布する。

社会保障審議会令

内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労働省設置法第七条第一項に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(令四政二五・追加)

(組織)

第一条の二 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(令四政二五・旧第一条線下・一部改正)

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第九項、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四百九条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
介護給付分科会	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
医療保険料率分科会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
年金記録訂正分科会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第十四条の三第二項及び第十四条の四第三項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平一四政一九七・平一八政九五・平二六政三五〇・令三政三〇二・令四政二五・一部

改正)

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- 一 医療分科会 厚生労働省医政局総務課
- 二 福祉文化分科会 厚生労働省社会・援護局総務課
- 三 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課
- 四 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

五 年金記録訂正分科会 厚生労働省年金局事業管理課

(平一七政二二六・平一八政九五・平二六政三五〇・平二七政三三〇・平二八政二三八・平二九政一八五・令五政一二六・一部改正)

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とする。

附 則 (平成一四年六月五日政令第一九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日政令第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月三一日政令第三五〇号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日から平成二十七年二月二十八日までの間は、改正後の第五条第一項の表年金記録訂正分科会の項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条の三第二項及び第十四条の四第三項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)」とあるのは、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第三条第一項及び第三項」と

する。

- 3 平成二十七年三月一日から同月三十一日までの間は、改正後の第五条第一項の表年金記録訂正分科会の項中「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)」とあるのは、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第三条第三項」とする。

附 則 (平成二七年九月一八日政令第三三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一七日政令第二三八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第三〇二号)

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年一月一九日政令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

○ 社会保障審議会運営規則
(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

1 社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十条の規定に基づき、この規則を制定する。

2 第一条(会議)
第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

3 期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

4 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

5 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

6 第二(審議会の部会の設置)
第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。

7 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

8 第三(諮問の付議)
第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

9 第四(分科会及び部会の議決)
第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

10 第五(会議の公開)
第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき、認めるときは、会議を非公開とすることができる。

11 第六(議事録)
第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

12 一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事録となった事項

四 議事録の全部又はその一部を非公開とすることができる。

五 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合作成し、これを公開するものとする。

第六(分科会の部会の設置等)
第七条 分科会、部会を設置する必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を前項の部会に付議することができる。

第七(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第八(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第九(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十一(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十二(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十三(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十四(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十五(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十六(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十七(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十八(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第十九(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第二十(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第二十一(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。

第二十二(分科会の前項の部会に付議すること)が得る。